

バングラデシュ 2014年 人権報告

概要

バングラデシュは、複数政党による議会制民主主義の非宗教的国家であり、市民社会の活動も盛んに行われている。政治的混乱と複数政党による政治的暴力が数か月間に亘って繰り広げられた後、2014年に実施された国会総選挙でシェイク・ハシナ（Sheikh Hasina）首相とアワミ連盟（AL：Awami League）は政権を保持した。総選挙を管理する政府体制を巡って紛争が生じる中、野党のバングラデシュ民族主義党（BNP：Bangladesh Nationalist Party）とその同盟政党が総選挙をボイコットし、一連の暴力的攻撃を展開したことから、選挙区の過半数は無投票で当選者が選出されるという事態となり、与党のALが選挙に圧勝した。大半の国際オブザーバーは、この総選挙が論議を呼ぶものであり、ボイコットが行われたことで国際基準を満たしていないと考えている。当局は時折、治安部隊に対して実効性のある統治を保持することができなかった。

最も深刻な人権問題は、超法規的殺害と強制失踪、オンライン上の言論と報道に関する一定の制限、及び貧弱な労働環境及び労働権に関するものであった。

その他の人権問題としては、治安部隊による拷問その他の虐待行為、蔓延する公務員の汚職、恣意的な逮捕及び拘留、司法の能力及び独立性の弱体化、公判前拘留の長期化などがあった。当局は、市民のプライバシー権を侵害した。政治的に動機付けられた暴力や党内暴力は、深刻な問題であり続けた。一部の非政府組織（NGO:nongovernmental organizations）は、その活動に関して法的及び非公式な制限を継続的に課された。女性は、不公平な取扱いを受けた。早婚及び強制婚は、問題となったままであった。多くの児童は、経済的な必要性又は（一部の事例では）人身売買によって、主としてインフォーマル（非公式）部門で強制労働をさせられた。障害のある人々に対する差別は、特に公立学校への入学を求める児童にとって、問題であった。宗教的及び民族的少数派に対する社会的暴力行為は政治的又は経済的動機に基づいており、その原因を全て宗教的信条や信仰している宗教に求めるべきではないと政府や市民社会の指導者の多くが主張しているにもかかわらず、こうした少数派に対する社会的暴力事件は根強く発生した。人をその性的指向に基づき差別する

行為も継続した。

法の支配が軽視されることによって、政府職員を含む個人が処罰されないまま人権侵害を犯すことができただけでなく、市民はその権利に対する主張を妨げられた。政府は、治安部隊による虐待や殺害の事案を捜査し、起訴するために限られた措置しか講じなかった。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a. 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

バングラデシュ憲法は、生命及び個人の自由に対する権利を規定している。しかしながら、メディアと国内及び国際人権団体は政府やその機関が恣意的又は法に基づかない殺害を犯していると報告した。

政府が「ゼロ寛容」方針を示し、治安部隊による全ての超法規的殺人を徹底的に捜査するという政府高官の発言が以前にあったにもかかわらず、政府は治安職員による殺人の総数に関する統計数値を公表することもしなければ、事案を捜査するための包括的な措置も講じなかった。メディアや国内の人権団体によると、2014 年を通じていずれの事案も刑罰に至ることはなかった。政府が起訴したごくわずかな事例を見る限り、有罪判決を受けた者は概して行政処分を科されたに過ぎなかったが、重大な事案が少なくとも 1 件、2014 年末時点で係属中である。一部の治安部隊員は処罰されないまま虐待行為を行った。政府は、人権侵害の事案を調査するため、準軍事的組織である緊急行動部隊（RAB : Rapid Action Battalion）内に設置された内部調査部門（IEC : Internal Enquiries Cell）の捜査員向けに提供する研修セミナーの数と頻度を増やした。IEC が捜査した事案は過去 3 年間で合計 17 件に過ぎなかったのに対し、2014 年は 11 月中旬までに 29 件を捜査している。また、有罪判決数も増加している。

法律扶助・人権NGOのアイノシャリシュケンドロ（ASK : Ain o Salish Kendra）は、2014年の最初の8か月間にRABを含む治安部隊が合計で推定113人を殺害したと報告し、バングラデシュの人権NGOであるOdhikarは、治安部隊が2014年の最初の9か月間で136人を殺害したと伝えた。また、2013年を通じて179人に対する超法規的殺人が行われたと推定されている。

死亡事件は、強制捜査、逮捕その他の法執行活動が行われている間に行われた。政府はこうした死亡事件を、RAB又は警察部隊と犯罪組織との間の交戦を特徴づけるために用いる「十字砲火中の殺害」、「銃撃戦」又は「遭遇戦による殺害」という言葉で表現することが多いが、メディアはこうした用語を警察部隊の合法的な武力行使を形容する場合にも使用することがある。

ナラヤンガンジ (Narayanganj) 県の RAB 将校たちは 2014 年 4 月 27 日、著名な地元の政治家 1 人を含む 7 人を白昼公然と拉致し、殺害した。この将校たちは、AL と繋がりがある地元の政治指導者のために自由契約で活動していたとされている。政府は関与した将校たちを強制退役させて逮捕した。捜査は 2014 年末時点で続いていた。

政治的暴力の件数は減少したが、2014年1月5日の選挙後も途絶えることはなかった。ASKによると、2014年1月から8月までの間に政治的暴力によって124人が殺害され、6,087人が負傷した。与党ALにおいては、党内暴力事件が77件発生し、22人が死亡した他、996人が負傷した。野党のBNP内では13件の暴力事件が発生し、3人が死亡、83人が負傷した。これらの事件は政治的動機というよりも犯罪行為に関係付けられることが多かった。また、死には至らなかったものの政治的動機に基づく暴力も発生した。

2013 年 12 月、ニルファマリ (Nilphamari) 県で BNP 及びイスラム協会 (JI: Jamaat-e-Islami) の支持者とされる一団が AL の政治家で現文化省大臣である Asaduzzaman Noor を乗せた車列を襲撃した。この戦闘で Noor は死を免れたものの、他の 5 人は死亡した。選挙が実施されてから数週間後、地元住民はこの襲撃の最重要容疑者たちの遺体を道路脇やビルの裏側で発見した。2 遺体には多数の傷が付いており、3 番目の遺体には弾痕が 1 か所残されていた。

b. 失踪

その一部が治安機関によって行われている失踪や拉致は2014年も継続している。Odhikarによると、治安職員が関係しているとされる失踪は2013年を通じて14件であったのに対し、本年の1月から9月までの9か月間で既に35件を記録した。人権団体のASKの推定によると、失踪は2013年を通じて53件であったのに対し、本年の1月から9月までの間に80件発生して

いる。

2014年5月15日、バンに乗った男たちの集団が、退社するところであったASKのディレクターMohammed Noor “Liton” Khanを拉致しようとした。KhanはRABの虐待に関する同氏の文書に関してこれまで脅迫を受けたことがあったと報告していた。

同年2月、私服ではあるが、警察刑事課の身分であることを示すバッジを見せた男たちが国内のBNP代表Omar Farukをチッタゴン（Chittagong）管区 のラクシュミプール（Laxmipur）県にある同氏の自宅から連行した。家族は同氏がRABマークの付いたトラックで連れ去られたと語った。11月現在、警察、RABとも同氏の居所について全く知らないと主張している。Farukは未だに行方不明である。

c. 拷問及び他の残虐、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法と法律は、拷問及び他の残虐、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止しているにもかかわらず、国内外の人権団体やメディアは、RABや警察を含む治安部隊が逮捕や尋問の際に拷問及び身体的・心理的虐待を行ったと報告した。治安部隊は、脅迫、鞭打ち及び電気ショックを用いており、法執行職員はレイプ及び他の性的虐待を犯すこともあった。Odhikarによると、治安部隊は2014年の最初の9か月間で10人を拷問にかけて殺害した。政府がこうした加害者を起訴し、有罪とし、又は処罰することは稀であった。

2013年拷問及び拘留死（防止）法（Torture and Custodial Death (Prevention) Act）は、拘留中の拷問を犯罪としており、被拘留者を死に至らしめた又は被拘留者に拷問や非人道的取扱いを行った治安機関又は政府職員に対して少なくとも無期懲役及び罰金を科すことを定めている。また、同法は違反者に対し、補償金として被害者の家族に200,000タカ（\$2,500）を支払うよう義務付けている。さらに、拘留中の死亡、拷問又は非人道的取扱いに関与したとして有罪になった職員は、異例の事態（戦争状態、国内の政情不安、緊急事態又は高官若しくは公権力からの命令を含む）を引き合いに出して自らの行為を正当化することができないと同法は規定している。

同法には、治安判事に対し容疑者を尋問するために拘留し、この間に弁護士を同席させず

に容疑者への尋問を行うことができる再拘留として知られる措置を取ることを認める条項がある。

バングラデシュの新聞 *Manabzamin* は、警察が 2014 年 11 月 7 日、シレット (Sylhet) 管区に住む Anita Bhattachariya を児童誘拐共犯の容疑で逮捕し、3 日間拘留したと報じた。Bhattachariya の夫は、警察への苦情申し立ての中で、コトワリ (Kotwali) 警察署の担当警察官 Monirul Isla と部下警部の Hasina Akter Ankhi は Bhattachariya を拘留している間、管を使って無理やり彼女にワインを飲ませた。また、Islam は彼女の喉を踏みつけ、Ankhi は棒で彼女に性的暴行を加えた。捜査当局は、Islam と Ankhi を同警察署から追放した。

新聞の報道によると、ピロジプール (Pirojpur) 県にあるナズリプール (Nazripur) 警察警部補 Abdur Rahman は 2014 年 3 月、猥褻な携帯電話画像を撮る目的で十代の少女少女に服を脱いでポーズをとるよう強制した後、その少女をレイプした。次いで、この警部補らは、この十代の少女少女を無理やり結婚させた。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は、厳しいままであり、過密状態、劣悪な設備や衛生状態によって服役者の生命を脅かす時もある。Odhikar は、このような劣悪な状態が拘留中の死の原因になっていると述べている。

Odhikar によると、2014 年 9 月までに 39 人が拘留中に死亡した。2011 年には 105 人が拘留中に死亡した。これと比較して、2012 年は 58 人であった。ASK の推定によれば、2014 年 6 月 30 日現在で 28 人が拘留中に死亡した。これに対し、2013 年は 60 人、2012 年は 101 人であった。

物理的状态：メディアや人権オブザーバーの報告によると、国内全体で 34,167 人を収容できるように設計された刑務所 68 施設に収監されていた受刑者数は 2014 年 10 月時点で 65,662 人であった。刑務所研究国際センター (International Centre for Prison Studies) によると、受刑者の 69 パーセントは公判前拘留か公判中の状態にあった。当局は、公判前の被拘留者を有罪判決が下された受刑者と一緒に収監することが多かった。

過密状態のため、受刑者は交代で就寝し、トイレ設備も十分ではなかった。受刑者は全員、医者の診察を受けたり、水を手に入れたりする権利がある。しかし、人権擁護団体とメディアが主張するには、多くの受刑者がこれらの権利を享受していない。刑務所内で入手できる水は、国内の他の場所で利用できる水と同程度であり、飲用水にはならない場合が多かった。

刑務当局は一部の受刑者を、暑く、換気が悪く、人が多すぎる場所に収容したことから、刑務所内の状態は同じ建物の内でも大きく異なっていた。法律では、一定の教育的及び社会的地位のある受刑者が「仕切りのある」収容施設で服役することを認めている。こうした施設は、家族との面会が頻繁に許されている又は身の周りの世話をするスタッフが揃っているなどより良い環境が整っていることを特徴としている。

法律は、若年者を大人とは別に収容することを義務付けているが、実際面においては、多くの若年者が大人と一緒に収監された。児童は未成年者の収監を禁じる法律の規定と判決があるにもかかわらず、(時には母親と一緒に)収監されることがあった。

当局は日常的に女性受刑者を男性とは別に収容した。法律は、「安全な場所に収容されている」女性(通常はレイプ、人身売買及び家庭内暴力の被害者)を犯罪者と一緒の監房に収監するのを禁じているものの、刑務官は常に別の設備を提供しているわけではなかった。

管理：刑務所の記録保持状況は十分であった。刑務当局は、受刑者が検閲されていない苦情を申し出ることを認め、時折そうした苦情を調査することもあった。当局は、非暴力的な犯罪者に判決を下すのに別の手続きをとるということではなかった。また、受刑者は刑務所オンブズマン(監察官)に苦情を訴える機会がなかった。当局は受刑者が宗教的儀式を实践するのを許可した。

独立監視：政府は、国際赤十字委員会(International Committee of the Red Cross)又は他の独立した人権監視団体が刑務所を訪問するのを許可しなかったが、バングラデシュ赤新月社(Bangladesh Red Crescent Society)が外国人の被拘留者に面会するのは認めた。各刑務所地区に設置され、著名な民間人で構成される政府指定の委員会が毎月、刑務所を監視していたが、その監視結果を公開することはなかった。地区裁判官は時折、刑務所を

訪問した。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

憲法は、恣意的な逮捕と拘留を禁止しているが、法律は当局が治安判事の命令又は逮捕令状なく、犯罪行為に関与している疑いがある人物を逮捕し、拘留することを認めている。

政府は行動を起こして、行政府の治安判事が主宰する移動裁判所の管轄区域を拡大し、自白のみではなく、証人による証言に基づいて被告に判決を下す権限を裁判所に与えた。移動裁判所は、しばしば刑期を含む即時判決を下した。被告は法的代理人を立てる機会を与えられなかった。総選挙後に全国ストの件数が著しく減少するにつれて、移動裁判所を利用する機会は少なくなった。

警察及び治安組織の役割

警察は、内務省（MHA : Ministry of Home Affairs,）が管轄する国家組織であり、国内の治安維持と法秩序を維持する責務を負っている。軍隊は、首相府（Prime Minister's Office）直属の機関であり、対外安全保障に責任を負っているが、「文民当局を支援するために」必要な場合は、様々な国内治安事件を援助するために軍隊の出動を要請することができる。軍隊と国内治安部隊は、チッタゴン丘陵地帯（CHT : Chittagong Hills Tracts）において、1997 年 CHT 平和協定を監視するために大きな存在感を示し続けている。

文民当局が軍隊に対して有効な統制を維持しており、政府には職権濫用や腐敗を調査し、処罰するための仕組みがある。しかしながら、こうした仕組みは実際面において規定通り運用されているわけではない。政府は、警察の職業意識、規律、即応性の向上及び汚職の減少に向けて様々な措置を講じてきた。警察はコミュニティ・ベースの警察活動を展開する取組みの一環として、武力の適切な行使に関する指導を引き続き基礎訓練の中に取り入れている。

こうした取組みにもかかわらず、RABを含む治安部隊は権限を濫用し、しかもそれが処罰されないという状況が続いている。刑事事件においては、裁判手続きが長期化し、また、報

復を受ける恐れがあるため、原告は警察を告発することを躊躇った。また、警察を起訴することを躊躇うという傾向があつて、処罰されないという風潮が永続化している。

治安部隊は社会的暴力を防止しなかった（第6節を参照）。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

政府又は地区の治安判事は、国家の安全保障を脅かす恐れがある行為を防止するため、個人を30日間拘留する命令を下すことができる。しかしながら、当局はこれより長い期間に亘って個人を拘留することがあった。治安判事は、拘留してから15日以内に拘留の根拠を被拘留者に通知しなければならず、規則は諮問委員会が4ヶ月後に被拘留者の事案を審査することを義務付けている。被拘留者は上訴する権利を有する。

正規の裁判所では保釈制度が機能している。当局は犯罪の嫌疑で拘留されている者に弁護士を利用する権利を与えている。政府は時折、被拘留者に国費で弁護人を付けた。被拘留者向けに用意されている少数の法律扶助プログラムは、財源不足であった。当局は一般に、裁判所での正式訴追手続（一部の事案では、逮捕当初から数週間又は数か月後に行われた）が済んだ後、被告側弁護士が被告に接見することを認めた。

恣意的逮捕：政治的示威行動に伴ってしばしば恣意的な逮捕が行われ、政府は特別な嫌疑のないまま、時折その他の容疑者に関する情報を収集する目的で人々を拘留した。

警察は2014年1月7日、BNP顧問の Khandaker Mahbub Hossainがある公開イベントで総選挙を「烙印を押された」や「茶番劇だ」と形容した直後に同氏を逮捕した。その後、著名な弁護士であるHossainは、2013年3月の抗議活動中に行つた放火と公共物破壊の罪で告発された。同氏は2014年2月3日に保釈された。警察はHossain氏の関与を示す証拠がないとして、8月に起訴を取り下げた。

公判前拘留：恣意的で長期化した公判前拘留は、官僚的非効率性、限られた資源、公判前規則の緩い運用及び汚職のために、引き続き問題となり続けた。バングラデシュ国際仲裁センター（Bangladesh International Arbitration Centre）によると、およそ2百万件の

民事及び刑事事件が係属中となっていた。一部の事例においては、公判前の拘留期間が、訴えられている犯罪の刑期と同じ又はそれを超えていた。

e. 公正な公判の否定

法律は司法の独立性を定めているが、実際は、行政府に下級裁判所裁判官の任命及び司法職員の報酬に関する権限を付与している憲法の条項により、司法の完全な独立性は損なわれている。一部の裁判官は、報復措置として地理的移動を伴う転任を発令されたと報告した。議会に高等裁判所裁判官の弾劾権を付与する第16次憲法修正が2014年9月に可決されたが、11月現在、弾劾法は未だに制定されておらず、少なくとも1つの法的課題を解決するための取組みが行われている状況にあった。

汚職と大量の未処理事案により、裁判制度の運用は著しく阻害された。また、裁判が長期化する結果、証人の買収、被害者に対する脅迫、証拠紛失などにより、多くの被告は公正な裁判を受けることが事実上できなくなっていた。人権オブザーバーは、多数の事案において、治安判事や弁護士、裁判所職員が被告に賄賂を要求した、と語った。

2013年12月、刑務当局はAbdul Quader Mollahを処刑した。これは国際コミュニティ内の一部の人々が彼の処刑に至るまでのプロセスを巡って懸念を表明していたにもかかわらず行われた。バングラデシュ国際戦犯法廷（ICT: International Crimes Tribunal）は2013年2月、1971年のバングラデシュ独立戦争中に犯した戦争犯罪によってMollahを有罪とし、終身刑の判決を下した。議会が検察側の上訴を認めるようにICT法を改定した後、最高裁判所は彼の判決を死刑に変更した。最高裁判所は判決の検証申立を行うMollahの権利を認めたものの、被告側の弁論はその後棄却された。

2014年9月、ICTはNGOのヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW: Human Rights Watch）に対し、Ghulam Azamの戦争犯罪事件において、検察官と裁判官に見られる偏見と両者間の結託、被告側証人を保護する措置を講じなかったこと、公判廷陪審団メンバーが変更されたこと及び合理的な疑問を残さない程度の証明をするための証拠が不足していることを訴えた罪で、2013年法廷侮辱罪で有罪判決を下した。ICTはHRWに対し、同国の司法部門に関してより慎重かつ注意深くコメントするよう警告した。

告発された1971年戦争犯罪者に対するICTの訴追は継続した。判決は公表されていなかったが、2014年11月になってICTは、Motiur Rahman NizamiとMir Quasem Aliに対し、別個の事件でそれぞれ死刑を宣告した。これと同時に、最高裁判所上訴部門はMohammad Kamaruzzamanに対して下された2つの死刑判決の内1件を支持した。この3人の男性は著名なJamaatの指導者であり、Jamaatは抗議のため全国ストを呼び掛けた。

裁判手続

法律は公正な裁判を受ける権利を定めているが、汚職あるいは個人や機関の脆弱な能力により司法は常にこの権利を擁護したというわけではなかった。裁判官は資格に応じて毎月29,200タカ（\$365）乃至39,600タカ（\$495）の基本給を受取っていた。検察官の最も低い月次報酬は裁判所での1時間当たり3,000タカ（\$37.50）プラス200タカ（\$2.50）であったことから、一部の者は裁判事案の結果に影響を及ぼす見返りとして賄賂を受け取るようになった。

被告は、推定無罪が適用されるとともに、控訴権及び政府の証拠の閲覧権を有している。また、被告は本人に対する訴訟の詳細について直ちに通知される権利を有している。迅速裁判法（Speedy Trial Act）は、殺人、性的暴力、強盗など特定の犯罪に関する訴訟手続きの不当な遅延を防止することを目的としているが、頻繁な休廷が未処理事案の増加をもたらしている。陪審制度は存在していない。裁判官が事案に対して判決を下す。また、裁判は公開される。困窮した被告は国選弁護人を求める権利を有する。また、被告は抗弁を準備するための十分な時間を与えられている。被告は弁護士に法的代理を務めてもらい、告発資料を検証し、証人を呼び出し、質問し、及び上訴する権利を有している。しかしながら、政府はこれらの権利を尊重しないことが多かった。

2014年8月10日、Jamaat-e-Islami ダッカ市部門（Dhaka City Unit）の秘書補佐であるShafiqul Islam Masudが、2013年に発生した放火攻撃と公共物破壊の罪で他の154人とともに逮捕され、告発され、警察に拘留された。この他、彼は、2014年8月と9月に4度逮捕され、拘留された。著名な人権弁護士によると、拘留されている間のMasudの所在は不明であり、弁護士は同氏と接見することを認められなかった。被告側弁護士はMasudが裁判所に出頭した9月23日と25日に裁判所で発言することを許されなかった。

政治犯及び政治的理由に勾留された者

野党のメンバーが逮捕、訴追される際に所属政党が要因となることがある一方、政府は政治的容疑のみに基づいて個人を訴追することはなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人や組織は、人権侵害に対して行政上及び司法上の救済措置を求めることができる。しかしながら、民事裁判制度の進行速度は遅く、煩雑であるため、多くは苦情を申し立てるのを思いとどまった。政府は民事裁判手続きに干渉しなかった。汚職と外部からの影響は民事裁判制度において問題となっていた。市民は仲裁を求めるため事案を民事事案向け裁判外紛争解決機関に提起することができた。政府筋によると、民事事案に仲裁をより広く利用することによって、裁判管理が加速されたが、裁判外紛争解決制度の公正性又は公平性に関する評価は一切行われていない。

財産の返還

政府は、1974年既得財産法（Vested Property Act）に基づきその土地を失った個人、主としてヒन्दゥー教徒に補償するために措置を講じることはなかった（第2節d項を参照）。

少数派コミュニティは、不釣り合いなほど強制退去させられることになった土地所有権を巡る多くの紛争について報告した。こうした紛争は、特に新道路又は産業開発区域近くにあり、土地の価格が近年上昇している地域で発生した。また、少数派コミュニティの主張によると、地元警察、文民当局及び政治的指導者はこうした紛争に時折関与し、また、政治的に強い影響力を持つ土地の略奪者が告発されるのを防いだ（第6節を参照）。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

法律は、私的通信に対する恣意的な干渉を禁止していない。むしろ、情報機関及び法執行機関は、内務省の許可を得て私的通信を監視することができる。警察は、必要な令状を取

得することは稀であった。また、当局は、これらの手続きに違反した職員を処罰しなかった。人権団体の主張によると、警察の特別部門 (Special Branch), 国家安全情報局 (National Security Intelligence) 及び軍事情報総局 (Directorate General-Forces Intelligence) は、監視を実施し、政府に批判的であると認識される市民に関して報告するために情報提供者を雇った。また、政府は、野党の政治家を日常的に監視した。人権団体やニュース支局は警察が正当な許可を得ずに民家に立ち入ることがあると伝えた。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法は、言論及び報道の自由を定めているが、政府はこれらの権利を尊重しないことがあった。言論の自由には一定の制限が課された。一部のジャーナリストは嫌がらせや報復を恐れて政府に対する批判を自己検閲した。

言論の自由：憲法は、憲法に対する批判を反乱扇動行為と同一視している。反乱扇動罪に対する刑罰は懲役 3 年から終身刑に及ぶが、裁判所はこの法律に基づき個人に判決を下すことはなかった。法律はヘイトスピーチ（憎悪発言）を制限しているが、何がヘイトスピーチを構成するのかについては明確に定義しておらず、その解釈については政府が幅広い権限を有している。政府は、国家の安全保障に反するとみなされる言論、外国政府との有効な関係に反するとみなされる言論、公共の秩序、良識若しくは倫理観に反するとみなされる言論、又は法廷侮辱、名誉棄損若しくは犯罪の扇動を構成するとみなされる言論を制限することができる。

2014年2月、ICTは ICTのプロセスに批判的であったブログの投稿メッセージに関して、英国のジャーナリストであるDavid Bergmanを侮辱罪で告発した。2014年8月、Bergmanは抗弁の中で批判は思想と表現の自由を保護する法律の対象となっており、裁判所を改善することを意図したものだと論じた。裁判所に数度出頭し、審理が行われた後、Bergmanは12月1日に侮辱罪で有罪判決を受け、罰金5,000タカ(\$62.50)の支払いと7日間の懲役を言い渡された。

2014年9月、Tonmoy Malik of Khulnaはシェイク・ハシナ首相と彼女の父親でバングラデシュ初代首相のシェイク・ムジブル・ラハマン（Sheikh Mujibur Rahman）を真似たパロディ歌を広めた罪で、情報通信技術法（ICTA：Information and Communication Technology Act）に基づき、10,000タカ(\$125)の罰金を科せられた他、懲役7年の刑を言い渡された。

報道の自由：独立メディアは活発であり、様々な見解を表明した。ただし、政府を批判したメディアは政府から否定的な圧力をかけられることがあった。

2014年8月4日、内閣は、番組や広告の中で複数の種類のコンテンツを使用するのを制限した国家放送政策（National Broadcast Policy）を承認した。この中には、政府職員の品位を傷つけるコンテンツ、反乱、無政府状態若しくは暴力を描写するコンテンツ、又は公益を損ねる若しくは外国関係を阻害するコンテンツが含まれている。広範囲に亘って国民の批判を受けたこの政策は、11月現在でまだ法制化されていない。

2014年8月19日、当局は、首相の名を引き合いに出して不適切な形で罪を逃れた警察職員を暗に示したオンライン報道による罪で、ICTAに基づきバングラデシュの新聞*Inqilab*のニュース編集者であるRabiulla Rabiを逮捕し、拘留した。Rabの新聞はその後、「十分な注意」を払わなかったことを認める告知を掲載した。Rabi及び他の2名は判決で懲役12年及び1千万タカ(\$125,000)の罰金を言い渡される可能性がある。この事案は2014年末時点で未解決のままであった。

政府は、ラジオ局1つとテレビ局1つを所有していた。法律は、バングラデシュ公共テレビ局（BTV：Bangladesh public television station）が国内で唯一の地上波（非衛星）放送チャンネルであり続けると定めている。国民のおよそ60パーセントは、民間の衛星チャンネルにアクセスすることができなかった。市民のほぼ80パーセントはテレビから情報を得ていることが各調査により示されている。BTVは、議会の模様と政府プログラムを放送するが、反対派の見解は稀にしか放送しない。ケーブルテレビ会社は一般に、政府の干渉を受けずに機能していた。政府は全ての民間放送局に対し、抜粋された政府のニュース・プログラムと首相によるスピーチを無料で放送することを義務付けた。

暴力及び嫌がらせ：当局（一部の状況においては情報機関を含む）は、ジャーナリストを

身体的攻撃、嫌がらせ及び威嚇に晒した。Odhikarによると、2014年1月から9月までの間にジャーナリスト1名が殺害され、116人が襲撃又は脅迫された。ASKによると、2014年上半期において、ジャーナリスト3人が殺害され、7人が治安部隊により襲撃又は脅迫され、さらに、他の123人が政党、政府職員若しくは犯罪者によって襲撃または脅迫された。

検閲又はコンテンツ制限：政府は、脅迫や嫌がらせを通じて間接的にメディアを検閲しようとした。ジャーナリストたちによると、政府職員は民間のテレビチャンネルに対し、野党の活動や発言を放送しないよう何度も要請した。高評価を得ている新聞 *Prothom Alo* と *Daily Star* は、政府及び首相に対して批判的な報道を掲載したという理由で、首相関連のイベントへのアクセスを拒否された。

一部のジャーナリスト及び人権NGOによると、ジャーナリストは特に治安部隊の報復を恐れて、自己検閲を行った。政府に対する国民の批判は一般的であり、表立って発言もされているが、一部のメディア関係者は政府による嫌がらせに対する恐れを表明した。

アワミ連盟政府は、その前政権であるBNPと同様、政治的支持者に対しては放送ライセンスを発行し、政治的反対派に対してはその発行を拒絶した。

政府は、外国の出版物や映画を厳格な検証や検閲の対象とはしなかったが、国内に駐在する海外特派員は自己検閲をしなければならないという圧力を感じたことを報告した。政府が管理する映画検閲委員会は、国内及び外国映画を検証し、国家の安全保障、法と秩序、宗教的感情、猥褻性、外交関係、名誉棄損又は剽窃性に基づき映画を検閲若しくは禁止する権限を有しているが、以前ほど厳格ではなくなっている。ビデオレンタル図書館やDVD店は様々な種類の映画を在庫として抱えていた。レンタルビデオの検閲を執行する政府の取組みは、散発的であり、効果もなかった。

政府は時折、露出度の高い若しくは猥褻な写真又は国家の指導者たちに関する不快なコメントを検閲した。

政府は国家放送政策が放送産業を強化するという期待を表明したものの、メディアの独立性を育成するための重要な政府計画は一切存在しなかった。

情報技術通信大臣 (Information Technology and Communications Minister) の Latifur Siddique がニューヨークでハッジ (Hajj, メッカへの巡礼) とビシュワ・イステマ (Bishwa Ijtema, バングラデシュイスラム教徒の年中行事で世界第 2 の規模を持つ宗教的集会) を批判する公的発言を行ったことに関して、国民からの強烈的な圧力に晒された政府は 2014 年 10 月 13 日、同大臣を罷免した。与党はニューヨークでのコメントを理由に Siddique を除名した。バングラデシュ市民による法的申立を受けて、裁判所は彼の逮捕令状を発行した。Siddique は 11 月下旬に帰国し、裁判所に出頭した。裁判所は彼を収監した。

インターネットの自由

個人やグループは一般にインターネットを通じて意見を表明しているものの、一部の活動家はITCAに基づき訴追される恐れがあるため、オンライン上での発言が制限されると述べた。バングラデシュ電気通信規制委員会 (BTRC : Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission) は、国家の統一及び宗教的信条にとって有害であると政府がみなすインターネットのコンテンツにフィルターをかけた。また、政府は、預言者ムハンマドを描写したページ及び首相と野党代表の両者を批判したページを含むフェイスブックの一部のページを閉鎖した。

政府は、オンライン活動を制限するために、ICTA及び死刑の可能性もある扇動罪の適用を匂わすことによる脅迫を利用した。たとえば、捜査部門 (Detective Branch) は2014年8月19日、首相、他の大臣及び与党ALの名誉を毀損したとされる記事をフェイスブックに掲載した嫌疑で前RAB情報部門副ディレクターMohammad Shamsuzzohaを逮捕した。

ICTAが2013年に改正された結果、サイバー犯罪に対する刑罰が強化され、保釈が認められない種類の犯罪が多くなり、さらに、法執行職員が裁判所命令を得ずに違反者を逮捕する権限が拡大された。同法に反対する人々は、オンライン上で国家若しくは個人に対して扇動的又は軽蔑的な情報を掲載する行為を犯罪とする第57条は、言論の自由を阻害すると語った。当局は2013年3月、フェイスブックアカウント上でイスラム教と預言者ムハンマドの名誉を毀損するコメントを掲載した容疑で、ICTA に基づき10代の少年2人を逮捕し、保釈を認めないまま拘留した。

BTRCは、2014年8月現在でインターネット加入者がおよそ150万人、携帯電話インターネット加入者が3千9百万人以上いると報告した。国際電気通信連合によると、2013年にはおよそ国民の6.5パーセントがインターネットを利用した。

学問の自由及び文化的イベント

政府は、学問の自由又は文化的イベントに対してほとんど制限を課さなかった。メディアグループは、当局が宗教間又はコミュニティ間の緊張関係を生み出しかねない機微性の高い宗教的及び政治的テーマに関する研究を妨げたと報道した。また、1971年独立戦争に関する学術的出版物も検閲に晒され、政府の承認を必要とした。ジャーナリストDavid BergmanがICT侮辱罪で有罪判決を受けた事件（第1節e項参照）では、この戦争で3百万人のバングラデシュ人が殺害されたとする政府の公式数値の正確性を疑うBergmanのブログ投稿メッセージに基づく訴因も含まれていた。

b. 平和的集会及び結社の自由

憲法は集会及び結社の自由を定めており、政府は一般にこれらの権利を尊重した。しかしながら、政治的抗議と社会不安が継続していた間、集会の自由を制限する政府の行為に関する複数の事例が見られた。

集会の自由

政府は一般に、集会を認めた。政府は政党グループが会議を開催し、デモを行うのを禁止することもあった。法律は、5人以上の集会を禁止する権限を政府に与えている。ダッカ首都圏警察（Dhaka Metropolitan Police）の命令により、抗議やデモなどの集会に関しては事前許可を得ることが義務付けられている。人権NGOによると、当局がこの条項を適用する機会がますます増えてきている。警察又は与党の活動家は時折、デモ参加者を追い払うために武力を行使した。

警察は、超法規的殺人及び強制失踪に対して5月3日に行われる議会ビル前での「人間の鎖」

抗議を阻止した。抗議活動の主催者は、これまでの抗議活動に関して必要とされなかった事前許可を求めるためダッカ首都圏警察にレターを出状したものの、警察は、正義を求めてはいるが反政府的な内容を一切含んでいない横断幕を没収したと語った。

強制失踪と超法規的殺人疑惑に関して5月22日に開催される予定であったBNP公開会合は、警察が参加者をダッカ大学内の講堂から締め出したため、中止された。メディアの報道によると、警察はBNP が会合を開くことについて許可を得ていなかったと主張している。しかしながら、BNPの広報担当者は警察が現場で締め出しに関する理由を一切説明しなかったと語った。BNPのメンバーは、10月初旬現在で 当局が少なくとも20回はBNPが求めた集会開催の許可を与えておらず、当局が許可を与えた他の事例においても、集会を開くには遅すぎるタイミングで与えられたと語った。

結社の自由

法律は、倫理観又は公の秩序に照らして「合理的な制限」を課すことを条件として、結社に対する市民の権利を定めており、政府は一般にこの権利を尊重した。個人は自由に私的なグループに参加することができた。米国国際労働連帯センター（American Center for International Labor Solidarity）は、団体登録が持続的に増加しており、2012 年の 1 件、2013 年の 85 件に対して 2014 年は 9 月までに 109 の団体が登録されたと報告した。政府の NGO 局（NGO Affairs Bureau）は時折、人権、労働権、先住民族権又はロヒンギャ難民に対する人道的支援など機微性の高い分野における NGO 活動に外国が資金を援助することに対して、その承認を留保した（第 2 節 d 項、第 5 節及び第 7 節 a 項を参照）。

内閣は2014年12月2日、メディアの重要な報道テーマであり、国際的なコメントの対象でもあった検討中の法案「外国寄付（自発的活動）規制法（Foreign Donations（Voluntary Activities）Regulation Act）」を承認した。同法によってI NGO登録の有効期間は延長される一方、NGO又は政府職員が受領する外国資金に関して追加の制限が課されることになる。また、同法はNGO局に各プロジェクトを承認し、監視することを義務付けるとともに、外国からの寄付額の3倍以下の罰金及びNGOの閉鎖を含む制裁を科す権限をNGO局長に与える。

c. 信教の自由

米国国務省の「世界の宗教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」（www.state.gov/religiousfreedomreport/）を参照。

d. 移動の自由，国内避難民，難民の保護及び無国籍者

法律は，国内移動，国外渡航，出国及び帰還の自由を定めており，政府は，センシティブな2つの地域であるCHTとコックス・バザール（Cox's Bazar）を除き，一般にこれらの権利を尊重した。

政府は，難民，庇護希望者，無国籍者その他援助対象者に保護や支援を提供する上で，国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：UN High Commissioner for Refugees）その他の人権団体に全面的には協力しなかった。たとえば，政府はUNHCRが援助対象者とみなす全ての人々にサービスを拡大するのを認めなかった。

国外渡航：野党幹部の中にはパスポートの更新に大幅な遅れが生じたと報告した者もいれば，出国する際に空港で嫌がらせや遅延を経験したと報告する者もいた。1971年バングラデシュ独立戦争時の戦争犯罪容疑者に対しては引き続き国外渡航が禁止された。

バングラデシュのパスポートはイスラエル国への渡航に関して無効である。

国内避難民（IDPs）

1973年から1997年にかけてCHTで発生した低レベルの武力紛争によって，数万人の先住民が国内避難民となった。紛争が継続している間，政府はCHTにおける人口バランスをベンガル人が多数派となるような割合へ変えるという暗黙の目的を持って土地を持たないベンガル人を高原地帯から入植させた。

CHTにおけるIDPsの身体的保護は限られた形でしか提供されなかった。先住民コミュニティの指導者たちは先住民の権利に対する入植者の侵害行為は，治安部隊も時折関与して，拡大していると語った。

また、CHT における IDPs は裁判所や法律扶助を十分に利用することができなかった。CHT における権利の尊重を推進しようとする国内外の専門家で構成される CHT 委員会は、先住民を支援するための情報と弁護士不足が IDP の裁判利用を阻害していることを明らかにした。同委員会は、入植者が虚偽の所有権、暴力及び詐欺によって、また、政府の土地収用請求権をうまく操るなどして先住民の土地を収奪していると報告した（第 6 節を参照）。

CHT における IDPs の数については意見が一致しないままであった。政府のタスクフォース（作業部会）は 2000 年に IDPs の数を 500,000 人と推定した。この数値には非先住民も含まれていた。CHT 委員会は、90,000 人を若干超える先住民の IDPs がいると推定した。首相は IDPs の帰郷を促進し、今もなお存在している軍事キャンプを閉鎖するため、CHT において未解決となっている土地紛争を解決すると誓約したが、IDPs に関するタスクフォースは入植者を IDPs と分類することに関する意見の不一致があるために機能を発揮できないままであった。CHT 委員会は、国境警備キャンプと軍事レクリエーション施設を設置するため、数世帯の先住民家族が退去させられたと報告した。2014 年を通じて土地紛争は 1 件も解決されなかった。

難民の保護

政府と UNHCR は、政府が運営する 2 つの公認キャンプ（クトゥパロン (Kutupalong) とナヤパラ (Nayapara)）で暮らすミャンマーからのロヒンギャ難民およそ 32,000 人に対して一時的な保護と基本的な援助を提供した。政府と UNHCR は、2 つの公認難民キャンプ以外の様々な市町村にも、登録されていない 20 万人～50 万人のロヒンギャが住んでいると推定した。こうした登録されていないロヒンギャの大半は、コックス・バザール県内のテクナフ (Teknaf) とウキア (Ukhyia) に住む地元の人々の中で生活していた。この中には、公的なクトゥパロン難民キャンプに近接する非公認キャンプに住むおよそ 42,000 人及びレダ (Leda) と呼ばれる地域に住む 15,000 人が含まれている。政府は 2014 年を通じて、外務省 (Ministry of Foreign Affairs) 主導により、ロヒンギャに関して重要な 6 項目から成る国家戦略を公表し、それを実行に移すための第 1 次措置を講じた。重要な 6 項目とは、国境管理、治安に対する脅威への対処、人道的支援、ミャンマーとの連携強化、ロヒンギャ問題に関する国内調整及び未登録ロヒンギャに関する調査である。

2014年7月、政府は国内登録機関に対し、ロヒンギャ難民とバングラデシュ市民との婚姻を登録しないよう指示する回状を発行した。外国人との婚姻に関する法律（Foreign Marriage Act）に基づく婚姻はバングラデシュ市民にのみ認められる。市民間の婚姻の多くは登録されておらず、特に女性や児童に関して社会的脆弱性を生み出す元となっている。

庇護施設へのアクセス：法律は、庇護対象又は難民の資格を与えることを定めておらず、政府も難民に保護を提供するための正式な制度を構築してこなかった。政府は、ミャンマーから避難してきており既にバングラデシュの住民となっているロヒンギャ難民に一定の保護を提供したが、登録されておらず、違法な経済移民として分類されるロヒンギャに対しては引き続き庇護を拒否した。政府はUNHCRと協力して、既に2つの公認キャンプの住民として登録されている難民に一時的な保護と基本的な援助を提供しているものの、UNHCRが未登録のロヒンギャ又は国境を接するラカイン族（Rakhine）国家ミャンマーにおける暴力から避難してきた新たな入国者（UNHCRにとってこうした人々は全て援助対象者であった）に援助を拡大することは認めなかった。

ルフルメント（送還）：ミャンマーではロヒンギャに対する暴力及び人権侵害が継続しているため、難民は安全かつ自発的に母国へ帰還することができなかった。UNHCRによると、外務省と国境警備隊（Border Guard Bangladesh）は2014年1月から3月にかけて、およそ1,600人のロヒンギャを強制的にミャンマーへ送還した。両国で現地駐在を維持しているUNHCRによると、こうした人々の多くは難民資格を得て保護を受ける可能性が高かった。こうした追放にもかかわらず、国境は侵入しやすいままであり、UNHCRは商売、密輸及び違法移住のために毎日相当な数の国境移動が行われている現状に注目した。

難民への虐待：UNHCRは、難民への虐待（レイプ、暴行、家庭内暴力、食糧剥奪、恣意的拘留を含む）に関する事案と文書化に係る問題について報告した。

雇用：政府は、国内に住むロヒンギャ難民が国内で働くことを認めなかった。難民はキャンプ外での移動の自由が制限されており、キャンプ外における全ての移動に関して許可を得なければならなかった。こうした制約があったにもかかわらず、一部の難民はインフォーマル経済において肉体労働者又は力車引きとして違法に労働した。未登録のロヒンギャ

もまた、大半が日雇い労働者として違法に働いていた。

基本的サービスへのアクセス：公認難民キャンプにおける衛生、栄養及び保護施設の状態が最低限の国際基準を下回っているという近年の調査結果を受けて、政府はUNHCRと連携し、公認難民キャンプの一部の側面を改善し続けた。一部の基本的ニーズは満たされないままであった。また、キャンプは国内の都市スラム地区に匹敵する過密状態が続いていた。UNHCR及び世界食糧プログラム（World Food Program）がとりまとめた2012年栄養調査報告書は、難民キャンプにおける栄養失調（発育不全）及び体重不足の児童の割合は、国内の他の地域よりも高いままであり、世界保健機関が設定した緊急事態水準を示す閾値を超えていたと記述している。

公教育は、2010年現在、全国を通じて第8学年までが義務教育となっている一方、キャンプ内では、第7学年までしか提供されておらず、過年度に至っては第5学年までであった。政府当局は、キャンプ外の難民が通学することを認めなかったが、一部の難民は通学した。

政府当局は、登録されているか否かを問わずロヒンギャが公的医療を正式かつ定期的に利用することを認めなかった。UNHCRとNGOはその代わりとして、公認キャンプ内で登録難民に基本的な医療サービスを提供した。NGOが提供する人道的支援は登録されたロヒンギャ、未登録のロヒンギャ及び地元の人々の役に立ったものの、政府がキャンプ外でのNGO活動に制限を課したため、未登録のロヒンギャは限られた範囲でしか基本的な医療その他のサービスを受けることができなかった。

国際NGOは、未登録のロヒンギャ及び貧困に喘ぐ周囲の受入コミュニティに基本的サービスを提供する上で困難に直面した。なぜなら、NGO局が国際NGOの活動を許可するのが大幅に遅延したからである。政府は2014年8月、国際機関及び国際NGOが水、衛生、医療及び教育など基本的援助を登録ロヒンギャ及び未登録のロヒンギャの一部に提供し続けることを認める仮許可証を発行した。

登録難民は紛争を仲裁し得る地元のキャンプ職員に法的申立を行うことはできたものの、正式な法制度を通じて法的措置を講じる権利を有していなかった。未登録難民は、政府が違法な経済移民とみなしていることから、法的保護が一切受けられず、逮捕されるときも

あった。

無国籍者

バングラデシュ国内のロヒンギヤは法的に無国籍者である。国内での出生、バングラデシュ市民との婚姻又はその他の手段によって市民権を得ることができない。

第3節 政治的権利の尊重：自らの政府を交代させる権利

憲法は、自由かつ公正な選挙によって政府を変える能力を市民に与えているが、近年の国政選挙は暴力と野党のボイコットによって損なわれている。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙：最大野党は、総選挙を管理する政府体制を巡る紛争を理由に、2014年1月5日の議会選挙をボイコットした。全議員の過半数は無投票で選出され、さらに多くの議席が名目的な選挙によって争われた。議席争いがほとんど行われなかったため、多くの有権者はその選択を行使することができなかった。総選挙が実施される前には、野党が政府に要求を強制的に認めさせようとしていたため、数か月間に亘って政治的混乱と暴力が続いた。独立した選挙オブザーバーは、投票所又は近隣地域で発生した100件以上の暴力事件に加え、有権者に対する妨害行為と強制投票に係る数件の事件を証言した。シェイク・ハシナ首相及び与党ALは、選挙議席数300の内235を確保して政権を保持した。BNPは総選挙をボイコットした後、議会では1議席も有していない。選挙で36議席を獲得した公認野党の国民党（Jatiya Party）もまた、与党連立政権の一翼を担った。政府を支持した各政党が残る議席数の大半を占めた。シェイク・ハシナ内閣には、連立政権を担う他の政党からの代表も含まれていた。

複数の情報筋が、2014年2月から4月にかけて実施された地方自治体選挙の5地域における暴力、威嚇及びその他の不法行為について報告した。一部の新聞は、投票の全てを記録していた与党活動家の写真を掲載した。無党派の市民社会ネットワークであるバングラデシュ選挙作業グループ（Bangladesh Election Working Group）は、投票プロセスの全体的な完

全性が詐欺的活動（後に不正操作，暴力及び威嚇行為がさらに加わるようになる）に関する違反の規模によって損なわれたと形容した。

政党及び政治的な参加：2014年1月5日の総選挙における有権者の参加率は，BNPのボイコットを受けて低かった。選挙管理委員会（Election Commission）の数値によると，投票率は，2009年に記録した80パーセント以上の数値と比較して，議席を争った147選挙区で平均40パーセントを示したに過ぎなかった。1人の候補者しかいない153の選挙区においては，投票が一切行われなかった。

一部の事例において，政府は公共行事を主催する野党の権利に干渉し，野党の政治イベントの放送を制限した。Jamaat の登録を取り消すという最高裁判所の 2012 年決定に対する同党の上訴は継続している。

女性とマイノリティ（少数派）の参加：女性やマイノリティの選挙権又は参政権を否定する法律は一切存在しない。女性は選挙で選出される 300 議席のいずれに対しても立候補する資格がある他，残りの 50 議席は女性向けに留保されている。議会には 70 人の女性があり，その内の 20 人は選挙により選出され，50 人は議会におけるそれぞれの代表比率に基づいて各政党が選出している。野党代表，議会の副代表及び閣僚 1 人は女性であった。2 人の女性は国務大臣レベルで勤務していた。Shirin Sharmin Chaudhury は国会の議長として再選された。

マイノリティ向けの議席を留保する法律の条項はない。

第4節 公務員の汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は，政府職員による汚職に適用される刑罰を定めているが，政府は法律を効果的に実施することがなかった。人権擁護グループ，メディア，汚職対策委員会（ACC：Anticorruption Commission）及びその他の機関は，政府の汚職を報告した。政府職員は処罰されないまま，頻繁に汚職行為に従事していた。

汚職：ACC は，汚職と闘う任務を負った政府機関である。2010 年世界銀行報告書によると，

政府は ACC の作業を弱体化させ、汚職の訴追を妨害した。同報告書は、現政府が以前の暫定政府よりも遥かに少ない汚職訴訟しか提起していないこと、また、政府委員会が ACC に数千件の汚職訴訟事案を取り下げるよう勧告したことについて記述している。トランスパレンシー・インターナショナル・バングラデシュ (Transparency International Bangladesh) は、2011 年に政府が ACC に 10,536 件の汚職訴訟事案を取り下げるよう要請したことを記述した国連腐敗防止条約 (UN Convention Against Corruption) に基づく市民社会連合報告書を引用した。第 16 次憲法修正は議会の弾劾権の対象を ACC、選挙管理委員会、国家人権委員会 (NHRC : National Human Rights Commission) 及びその他の憲法上の委員会に拡大した。市民社会の一部の人々は、政府が汚職との闘いを深刻に捉えておらず、また、政府は政治的動機に基づく訴追に関して ACC を利用したと語った。トランスパレンシー・インターナショナル・バングラデシュは、ACC の活動に対する政治的干渉は、ACC を「牙の抜かれたトラ」にしてしまったと主張した。ACC 法は 2013 年に改正されて、ACC は事前に政府の許可を得ずに公務員を訴追する権限を剥奪された。

ACCは2014年9月、捜査官が汚職謀略事件における被告の関与を示す証拠を一切発見しなかったとしてパドマ橋 (Padma Bridge) 汚職スキャンダルに係る全ての訴訟を取り下げた。

政府は、警察内部に蔓延した汚職に対処するため様々な措置を講じた。たとえば、警察監察官 (Inspector General of Police) は、汚職に対処するために警察を訓練し、また、即時対応能力のある警官隊を育成し続けた。汚職に関して警官隊に行われるこの訓練についての評価は入手することができなかった。

政府は司法部門を政治的圧力下に置いたため (第 1 節 e 項を参照)、野党指導者が関与する訴訟事案は不規則な形で進行することが多かった。

汚職は、司法部門内の深刻な問題であり続け、裁判が大幅に遅延する要因となった。裁判が行われている間、証人は妨害行為を受け、被害者は威嚇に晒された。人権グループ及び汚職監視グループによる複数の報告は、司法部門の政治化を認識した国民の不満が高まっていることを示している。

資産公開：議員候補者は、選挙管理委員会に個人資産報告書を提出する。ACCは既知の収入

源では説明できない形で蓄積された財産に関して捜査していたが、対象となった政治家が個人資産に係る宣誓供述書で誤りを犯したと語った後で、一部政治家の捜査を取り止めた。2014年の最初の8か月間で、ACCはその大半が政治家又は政府職員であるおよそ1,600人に関する捜査を終了し又は取り下げた。2014年10月12日、当局はACCの告訴が係属中の段階でAL議員Abdur Rahman Bodiを収監した。

情報の一般公開：法律は、政府情報の一般公開を定めているが、実効性はなかった。情報委員会（Information Commission）は、（国家の安全保障を理由として）若干の例外事由を掲げ、名目的な取扱手数料を定めている法律を実施する責任を負っている。個人が情報要求に応じない場合、同委員会はその個人に召喚状を発出し、宣誓させた上で口頭又は書面による証拠の提出を強制する権限を有している。オブザーバーは、政府の法律に対する理解が不足しており、また、情報要求を行い、情報を追求していく能力が限られているため、政府は2014年を通じて情報公開に関する訴訟をほとんど提起していない、と語った。情報委員会は、法律の効果的な運用を奨励するため、公的なアウトリーチ活動を行うとともに公務員に対する研修を実施した。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の様々な人権擁護グループは一般に独立して活動しており、人権事案についてそれぞれ調査し、その結果を公表した。人権擁護グループはしばしば政府を鋭く批判したものの、一定の自己検閲を行った。政府職員は一般に協力的でなく、人権擁護グループの見解に反応しなかった。

Hefazat-e-Islamの集会が開かれている間に政府が武力を行使したことについて著しく誇張したと多くの独立オブザーバーが確信した2013年Odhikar報告書が公表された後、政府はOdhikarの活動を制限し続けた。この報告書には、政府の武力行使の結果による死亡者数に関して、公式数値その他の推定値とは相当かけ離れた人数が掲載されていた。Odhikarの書記 Adilur Rahman Khanと代表 Nasiruddin Elanは保釈されたが、このNGO報告書に端を発した兩人に対する訴訟は継続している。Odhikarは、嫌がらせとしてOdhikarの資金源が調査されていること及び外国からの資金の受領が阻止されていることについて報告した。両

人の家族とOdhikarのスタッフは新たな嫌がらせを受けていると報告し、電話や電子メールのやり取り及び移動状況が治安職員によって継続的に監視されていると訴えた。

国連又はその他の国際機関：政府は宗教団体を含む全てのNGOに社会福祉省（Ministry of Social Welfare）へ登録することを義務付けた。人権、先住民族、ロヒンギャ難民又は労働権など機微性の高いテーマに取り組んでいる国内及び国際NGOは、政府による公式及び非公式の制限に直面した。ロヒンギャ難民に支援を提供している国際NGOは、政府が支援活動を妨害したと報告した。ただし、国際移住機関（International Organization for Migration）は、2014年後半になって政府の協力度合いが高まったと報告した。また、こうしたグループは、情報機関に監視されていると訴えてもいる。政府は時折、プロジェクトの登録を遅らせる、活動中止を求めるレターを出状する又はビザの発給を拒否することなどによって、国際NGOの活動能力を制限した。

政府は、メディアを使って時には威嚇若しくは脅迫するような表現によって、又は裁判所を利用して、NGOの批判に対抗した（第1節e項を参照）。

政府の人権機関：NHRCは7人の委員（5つの名誉的地位を含む）で構成されている。NHRCは少数の支援スタッフしか抱えておらず、オブザーバーはNHRCがスタッフと財源に不足していると述べている。NHRCの主要な活動は、人権に関して公衆を教育することであり、NHRCの委員長はメディアに何度も登場している。「人権の促進と擁護のための国内機関に関する国際調整委員会（International Coordinating Committee of National Institutions for the Promotion and Protection of Human Right）」は、NHRCがこのような機関としては国際基準を満たしていないと判断している。特に、国際調整委員会は、NHRCコミッショナーを選出する際の透明性の欠如及びその支援スタッフを採用するNHRCの能力不足に注目した。

第6節 差別、社会的虐待及び人身売買

法律は、特に女性に対する特定の形態の差別を禁止し、女性及び児童に対する暴力で告発された者に対する特別な手続きを定め、厳しい刑罰を義務付け、被害者に対する補償金について定め、及び怠慢又は意図的な職務不履行を犯した捜査官に対して制裁措置を講じることを義務付けている。しかしながら、その執行状況は弱かった。女性、児童、少数派グ

ループ、障害者、先住民族及び性的少数派は社会的及び経済的不利益を受けることが多かった。

女性

レイプと家庭内暴力：法律は、レイプと配偶者による身体的虐待を禁止しているが、配偶者によるレイプについては特別の規定を設けていない。ジェンダー（性差）に基づく暴力は深刻な問題となったままである。ASKは、2014年の最初の9か月間に警察に届出がなされた527件のレイプ事案（72件のレイプ未遂事案を含む）について報告した。被害女性の内、43人がレイプされた後に殺害され、166人が集団暴行の犠牲者であった。レイプ及びレイプ未遂の被害者の内、42人が13~18歳、76人が7~12歳、24人が6歳以下であった。人権監視機関によると、レイプ被害者の多くは社会的烙印や更なる嫌がらせを恐れるあまり事件を届け出ないことから、実際のレイプ数事案はこれよりも多かった。また、レイプ犯の訴追は弱く一貫したものではなかった。バングラデシュ全国女性弁護士協会（BNWLA: Bangladesh National Woman Lawyers' Association）は、一部の加害者が被害者とその家族に屈辱を与えるために携帯電話及びインターネットを通じてレイプの写真や画像を配信していると報告した。ジョソール（Jessore）県モニランプール（Monirampur）郡で2014年1月8日、ヒンドゥー教徒の女性2人が集団レイプされた。逮捕された容疑者は、レイプが2014年1月5日の国会総選挙におけるヒンドゥー教徒コミュニティの投票に対する報復行為であったと警察に語った。

女性に対する暴力に関するもので2013年に公表された国連の複数機関による調査報告書は、バングラデシュの1都市部及び1農村部に住む年齢18~49歳の男性およそ2,400人を対象としたものである。同調査によると、都市部回答者の55パーセント及び農村部回答者の57パーセントは本人自身が女性に対する身体的及び/又は性的暴力を犯したと報告した。レイプ犯に対する低い訴追率によって「処罰を受けない」という風潮が蔓延り、レイプを犯したことを認めた回答者の犯罪行為をさらに助長した、とこの調査は結論付けた。全体で、農村部回答者の88パーセントと都市部回答者の95パーセントがレイプ罪に関して法的制裁を一切受けなかったと報告した。

法律は、家庭内暴力を犯罪としている。政府は、家庭内暴力の被害者のために、秘密ホッ

トラインと複数の危機センターを運営している。BNWLAによると、2014年1月から7月にかけて、危機センターは20,103人の女性（その大半が身体的暴行の被害者）に支援を提供した結果、4,542件の訴訟が提起され、その内96件については刑罰が科された。女性権利団体は家庭内暴力が横行しているのに何も行動を起こしていないとして政府を批判したが、それを裏付けるデータを入手するのは困難であった。BNWLAは、2014年1月から9月24日までの間に発生した女性に対する暴力事案188件以上について報告した。この内60件については、被害者の自殺という結果を招いた。ASKは、2014年上半期に発生した235件の家庭内暴力事案と54人の自殺について報告した。これに対して、2013年通年では家庭内暴力事案が385件、自殺が51人であった。政府からの支援がほとんどないNGOは、家庭内暴力と闘う取組みに資金を拠出した。裁判所は、大半の家庭内暴力被害者をBNWLAが運営しているような避難所に送った。また、少数の事例とはなるが、BNWLAは被害者を一時的な目的地として短期間だけ刑務所に送ることもあった。家庭内暴力の被害者のための支援グループがいくつかあった。バングラデシュ統計局（Bangladesh Bureau of Statistics）の2013年調査によると、既婚女性の87パーセントは夫によって虐待され、その内の50パーセントは重傷を負ったと報告した。2014年1月にそれぞれ別個に発生した2つの事件では、チッタゴン県のJoya Palが夫によって、ディナジプール（Dinajpur）県のAfia Zaman Mitaが姻戚によってそれぞれ生き埋めにされた。

女性器切除/切開 (FGM/C)：特にFGM/Cを禁止する法律はない。国内でこの慣行についての報告は一切なされなかった。

その他の有害な慣行：一部のNGOは、持参金（ダウリー）を巡る紛争に関連した女性に対する暴力について報告した。BNWLAは、2014年1月から3月にかけて発生した持参金関連の暴力事案1,208件について報告した。この内、130件は被害者が殺害されており、8件は被害者が自殺している。ASKは2014年6月までに発生した持参金関連の暴力事案140件について報告した。この内、83件は被害者が殺害されており、4件は被害者が自殺している。

最高裁判所上訴部の判決は、宗教的問題を解決するためにのみファトゥワ（イスラム教に基づく宣告）を用いることを認めている。ファトゥワは、罰を与えることを正当化するために行使してはならず、既存の世俗法に取って代わることもできない。イスラム教の伝統は、イスラム法の専門知識を有する宗教学者のみがファトゥワを宣告することができると

定めている。こうした制約があるにもかかわらず、村落の宗教指導者は時折この宣告を行った。宣告は、特に倫理的逸脱が認識された女性に対する超法規的な処罰をもたらした。BNWLAは 12件のファトゥワについて報告した。この中には、不倫問題に関する4件、その他の性的関係に関する4件及びレイプに起因する2件が含まれている。

自警主義に基づき、法執行機関によらずコミュニティー内で女性を制裁する事件が、時折ファトゥワを宣告する宗教指導者に主導されて発生した。これらの事件は、鞭打ち、殴打及び他の身体的暴力を伴っていた。

酸攻撃は、以前に比べてあまり見られなくなっているものの、深刻な問題となったままであった。攻撃者は、被害者（一般に女性）の顔面に酸をふりかけ、相手の容貌を損なわせ、失明させることも多い。酸攻撃は、女性が結婚の申し込みを断ったことや土地を巡る争いに関して行われることが多い。

BNWLAは、2014年9月24日までに発生した34人の女性に対する酸攻撃について報告した。ASKは、酸攻撃の件数が2013年には44件であったのに対し、2014年の最初の3か月間で9件発生していると報告した。法律は、酸の入手ルートを管理し、女性に向けられる酸関連の暴力件数を減少させることを目指しているものの、法律に対する意識の欠如と貧弱な執行力が法律の効果を減殺してきた。政府は、加害者を処罰し、一般市民の酸入手を制限するための取組みを行った。商務省（Commerce Ministry）は、酸の販売を関係する業界団体に登録した買い手に限定したが、政府はこの制限を広く執行しなかった。法律は、酸攻撃事件に関して特別法廷による迅速な訴追を定め、また、一般に保釈を許容していない。酸被害者基金（ASF：Acid Survivors Foundation）によると、特別法廷は効果的ではなく、有罪判決を得る比率は低いままであった。

セクシャルハラスメント：公共の場や私的な場（教育機関内及び職場内を含む）におけるセクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）は高等裁判所の指針により禁止されている。しかしながら、同指針の監視及び執行は貧弱であった。ハラスメントは問題となったままであり、少女が通学又は通勤できなくなることがあった。BNWLAは、2014年9月24日までに発生した女性に対するハラスメント 197 件について報告した。ただし、多くの事件が報告されないままであった。この内、22 件は嫌がらせを受けた女性が自殺するという結果をも

たらしめた。2014年9月13日、ダッカ大学（Dhaka University）の教授が中間学期の単位を与える見返りとして学生に性的サービスを求めた。他の学生がこの教授を教室に1時間以上閉じ込めた日から2日後にこの教授は辞職した。

生殖に関する権利：カップルと個人は、出産する子どもの数、出産の間隔及び時期を決定するための情報と手段、差別、強制又は暴力から免れた最高水準の生殖に関する健康を得る権利を有していた。また、カップルと個人は、長期間に亘って再び妊娠が可能な避妊法や永久的避妊法を含むあらゆる種類の避妊法を利用することができた。2011年バングラデシュ人口・健康調査（Bangladesh Demographic and Health Survey）によると、薬局は家族計画に関する様々な選択肢を備えており、流通している家族計画関連商品の33パーセントを販売した。低水準の所得や給与及び伝統的な家族の役割というものが家族計画サービスを利用する上で障害となることがあり、また、低所得家族の大半は無料で提供される家族計画サービスに依存していたものの、同調査により、社会経済的地位と家族計画の利用との関連性は一切ないことが明らかになった。

2010年バングラデシュ妊産婦死亡調査（Bangladesh Maternal Mortality Survey）によると、妊産婦死亡率はこれまでの9年間で40パーセント下落し、生児出産10万人当たり322人の死亡から194人となった。妊産婦死亡のおよそ50パーセントは分娩後出血及び子癇によるものであり、7パーセントは閉塞性分娩又は長引いた陣痛に起因していた。2013年基本的サービスの利用に関する調査（UESD: Utilization of Essential Service Delivery）によると、出産の33パーセントは熟練助産師の介添えによって行われ、32.7パーセントは医療施設内で行われた。2011年の場合はそれぞれ31.7パーセント及び29パーセントであった。女性の54.6パーセントは医療訓練を受けた職員による出生前健診を最低1回受けていたものの、推奨される4回の生児出産後健診を受けたのは母親のわずか25.5パーセントに過ぎなかった。また、出産後2日以内に訓練された職員による出産後健診を受けた母親はわずか27パーセントであった。

差別：憲法は、「全ての市民は法の下に平等であり、法によって平等に保護される権利を有する。」と宣言している。また、憲法は「国民生活及び公共生活の全ての領域において」女性が男性と同等の権利を有していることを明示的に確認している。それにもかかわらず、女性は家族、財産及び相続法において男性と同じ法的地位及び権利を享受していない。伝

統的なイスラム相続法に基づけば、娘は息子が相続する財産の半分しか相続せず、息子がいない場合、全ての負債及びその他の債務を清算した後に残る財産のみを相続することができる。また、ヒンドゥー教の相続法に基づけば、亡夫の財産に対する寡婦の権利は、寡婦の生存中に限定され、寡婦が死亡した後はその財産が男性相続人に戻される。

女性のための雇用機会は、特に低賃金の衣料縫製部門において増加した。女性は、衣料縫製部門労働者の80パーセントを占めていたが、フォーマル経済の他の分野における女性の労働参加率は低いままであった。女性は工場においてセクシャルハラスメントを含む虐待に晒されることがあった。経済全体においてジェンダーに基づく賃金格差が存在したが、衣料縫製部門においては女性と男性の賃金が同等であった（第7節d項を参照）。女性は、クレジット（信用）やその他の経済機会を利用するに当たって困難に直面したが、政府の女性開発に関する国家政策には、雇用と事業において女性に機会を提供するというコミットメントが含まれていた。

子ども

子どもの権利に関する強固な法律があるにもかかわらず、これらの法律を実施し、監視するための資源と能力が限られていたため、執行は全般的になされなかった。統治体制は弱いままであり、子どもの問題を所管するのは、資源が最も少ない省の1つである女性・児童省（Ministry of Women and Children's Affairs）であった。成人の法定年齢は18歳である。政府は、国内外のNGOの支援を得て、子どもの権利と福祉を改善するための取り組みを行った結果、子どもの健康、栄養状態及び教育を向上させる上で一定の進展が見られた。2013年UESD調査によって、子どもの38.7パーセントは中程度又は深刻なレベルの発育不全状態（年齢に応じた身長との比較による）として定義される慢性栄養不良状態のままであることがわかった。これは、2011年の発育不全比率である41.3パーセントから低下した数値であった。

出生時登録：法律は、国内で出生することによって自動的に市民権を与えるということをしていない。個人は、その父親又は祖父が現在はバングラデシュの一部となっている地域内で出生している場合に市民となる。個人が血統によって市民となる資格を有する場合、その父親又は祖父は、1971年以降に上記地域の永住者でなければならない。政府は、2005

年に普遍的出生登録プログラムを開始した。これによって、登録率が10パーセントから2010年までには51パーセントまで上昇した。国民IDカード又はパスポートを取得するためには出生時登録が必要である。

教育：小学校（初等教育）は第5学年まで無料であり、かつ、通学が義務付けられている。政府は、第10学年まで女兒に教育を受けさせる両親に補助金を拠出した。教師の報酬と制服代は多くの家族にとって法外に高いままであったが、政府は教育を受ける機会を高めるために3億1800万冊の教科書を無料で配布した。小学校の入学手続きは、男女平等であったが、中学校では女兒の占める比率が低下した。2010年教育政策は、初等義務教育を第5学年から第8学年まで拡大した。しかし、政府が新たな初等教育期間を反映させるために法律を改正するまで、この政策は執行されないままであった。政府が子どもを通学させる家族に対して与えたインセンティブは、近年の小学校登録数を著しく増加させたものの、地元レベルでの隠れた学費が最貧困層の家族にとっては初等教育を受けさせる上での障害となった。多くの家族は子供たちを賃金労働者にさせるため又は家事を手伝わせるために通学させないでいたため、初等教育の普及率は、貧困に喘ぐ地域や災害の多い地域において十分ではなかった。一部の事例においては、女兒が中学校に通学しなくなった理由の一つとして早婚及び強制婚が挙げられた。

児童虐待：性的虐待、身体的及び品位を傷つける処罰、育児放棄、誘拐及び人身売買を含む全ての形態の児童虐待は、引き続き深刻なかつ広範に亘った問題であった。児童は、家庭、コミュニティ、学校、居住型施設、職場などあらゆる環境において虐待を受けやすかった。ASKが報告した2014年の最初の9か月間における女性レイプ事案455件の内、135件は19歳未満の少女に対するものであった。これらの児童被害者の内、13人はレイプされた後で殺害され、29人は集団レイプの犠牲者であり、2人はレイプされた後に自殺した。国内の人権グループは2014年を通じて17歳未満の少女に対する多数のレイプ及びレイプ未遂事件について報告した（第1節c項を参照）。

2014年3月、ある教師がダッカ市ミルプール（Mirpur）地区で5歳の女兒をその学校でレイプした。2014年11月には、ダッカ市イスラムバハ（Islambagh）地区で耳の不自由な10歳のMoni Akhterがレイプされ、絞殺された。当局は以前にAkhterへ言い寄っていた男を逮捕した。

内務省に監視機関を設置するなど体制面での進展があったにもかかわらず、児童の人身売買及び人身売買の生存者に対する介護と保護の提供は引き続き問題であった。児童労働及び職場での虐待は、特定の産業（大半はインフォーマル部門）において問題となったままであり、国内の児童労働者は、インフォーマルな職場においてあらゆる形態の虐待を受けやすかった。

強制婚及び早婚：婚姻の法定年齢は女性が 18 歳、男性が 21 歳であるが婚姻は国内に広く行き渡った問題であった。婚姻及び出生登録が散発的事象であるため、早婚に関して信頼できる統計を得ることは困難であった。国連の「*2013 年世界の子ども白書*」は、2002 年から 2011 年にかけて、バングラデシュにおける 20~24 歳の女性の 32 パーセントが 15 歳までに結婚しており、他の 34 パーセントが 18 歳までに結婚していたと記述している。政府は、早婚及び強制婚を 2035 年までにゼロにし、2021 年までには 15 歳未満での婚姻をなくすと誓約した。児童結婚を減少させる取り組みとして、政府は義務教育の第 5 学年を超える女児の通学費用に対して奨学金を提供した。政府及び NGO は、両親に娘が結婚年齢の 18 歳になるまで待つことの重要性を教えるためにワークショップや公共イベントを開催した。

女性器切除/切開 (FGM/C)：特に FGM/C を禁止する法律はない。国内でこの慣行についての報告は一切なされなかった。

その他の有害な慣行：婚姻の平均年齢が低いことから、一部の児童は持参金に絡む暴力の被害者となった。ASK は、2014 年の最初の 9 か月間に発生した持参金に関連する 13~18 歳の児童への身体的虐待事案 12 件（死に至った事例 9 件を含む）について報告した。

Inqilab 新聞の報道によると、2014 年 6 月、持参金を巡る争いで Robiul Islam とその母親が Islam の 17 歳の妻 Rabeya Khatun を絞殺した。

Odhikar によると、2014 年の最初の 9 か月間で 5 人の児童が酸攻撃の被害者となった。ASK は、13~18 歳の子どもに対する 4 件の酸攻撃について報告した。その内、2 件は 7~12 歳の児童に対するもので、1 件は 6 歳以下の児童に対するものであった。

児童の性的搾取：児童の性的搾取に対する刑罰は、懲役 10 年から終身刑に及ぶ。2013 年児

童法 (Children's Act) は、児童を18歳に満たない者と定義している。児童ポルノ及び児童ポルノに係る記録媒体その他の物を販売又は流通させることは禁止されている。児童ポルノ管理法 (Pornography Control Act) は、最大刑罰として懲役10年及び500,000タカ (\$6,250) の罰金を規定している。このようなデータに関しての最新年となる2009年、国際労働機関 (ILO) とバングラデシュ統計局は商業的な児童の性的搾取に関する基準調査を終了した。同調査によると、性的搾取を受けた18,902人の児童被害者の83パーセントが女兒、9パーセントがトランスジェンダー (性同一性障害者) の児童、8パーセントが男児であった。同調査は、女兒の40パーセントと男児の53パーセントは調査が実施された時点で16歳未満であったと報告した。

国際的児童奪取 : バングラデシュは、「1980年国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)」の締約国ではない。国別情報については、下記ウェブサイトを参照されたい。
travel.state.gov/content/childabduction/english/country/bangladesh.html.

反ユダヤ政策

バングラデシュ国内にユダヤ人社会はなく、反ユダヤ的行為に関する報告はなされなかったが、一部の新聞は時折、反ユダヤ的な記事や論評を掲載した。

人身売買

米国国務省の「人身売買年次報告 (Trafficking in Persons Report)」 (www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/) を参照。

障害者

2013年障害者の権利・保護法 (Disability Rights and Protection Act) は、障害がある者に関して平等な取扱いと差別の撤廃を定めている。しかしながら、障害がある者は社会的及び経済的差別に直面した。同法は、障害者の保護、取扱い、教育、社会復帰、社会的保護、雇用、輸送機関へのアクセス性及びアドボカシーに焦点を当てている。

同法は、障害者に対し、教育機関への登録及び職へのアクセスを追跡するためにIDカードの登録を行うことを義務付けている。学校、職場又は相続において障害に基づき不平等な取扱いを行えば、500,000タカ(\$6,250)以下の罰金又は3年以下の懲役を科される。また、同法の目的を達成するために、全ての政府機関と民間団体の関連活動を調整する任務を負った27人の委員から成る国家調整委員会（National Coordination Committee）が同法に基づき設置された。

英国のNGOでバングラデシュに地域事務所を置く「障害と開発に関するアクション（ADD：Action on Disability and Development）」は、バングラデシュ国内に1,600万人、換言すれば総人口の10パーセントに相当する障害者がいると推定した。政府は、障害者数をこれよりも低い総人口のおよそ1.5パーセントと推定した。

NGOのADDによると、障害がある児童の90パーセントは公立学校へ通学していなかった。政府は包摂的教育について教師を訓練するとともに、地域レベルで障害専門家を採用した。また、政府は障害がある学生に奨学金を交付した。

2013年障害者の権利・保護法は、新しい建物に適用されるもので、アクセス性に関する広範な要件を定めている。ただし、当局は、これらの要件を遵守しない新ビルの建設計画を承認した。

同法は、障害がある人々に障害のない人々と同じ情報アクセス権を与えている。しかし、これらの権利が行使されるか否かについては、家族とコミュニティーの力学がしばしば影響を及ぼした。同法は、公共及び民間のメディア支局において、ビデオ字幕、手話、スクリーン・リーダー又はテキスト読み上げシステムによって障害者のアクセス性を高める情報・通信技術に関する条項を設けている。国営テレビチャンネルは手話を使用した。メディアの慣行は全般に同法の要件を満たしていなかった。

同法は政府が支援する法律サービスに関して、障害がある人々を優先グループとして特定している。社会福祉省（Ministry of Social Welfare）、社会福祉局（Department of Social Services）及び障害者開発のための国家基金（National Foundation for the Development

of the Disabled) は、障害者の権利を保護する責任を負う政府機関である。障害者は、アクセス性がないことや差別によって、主要な政府の医療、教育及び社会福祉サービスの対象から除外されることがあった。政府は、障害者を支援することを目的として、車いす、補聴器、点字機械、矯正器具、人工装具など数百品目に関して減税した。

精神障害を抱える人々を治療する政府施設は十分でなかった。保健省 (Ministry of Health) は、神経障害を評価するために、全ての効率医療カレッジ内に子ども開発センターを設置した。医療及び職業リハビリに加え、障害者の雇用に関しても複数の民間計画が存在した。国内及び国際NGOは、障害者にサービスを提供し、障害者を擁護した。政府は、全国64地区の全てに障害者のために、地方自治体が無料のリハビリサービスと補助機器を提供するためのサービスセンターを設置した。また、政府は、自閉症に関する研究と意識向上を推進した。

国籍／人種／少数民族

宗教的少数派コミュニティに対する暴力的攻撃は継続した。ただし、このような攻撃の動機は宗教ではなく、経済的及び/又は政治的なものに窺える場合が多かった。ASK の報告によると、2014 年の最初の 7 か月間で、ヒンドゥー教徒に対する暴力により、719 棟の家屋、192 の会社及び 164 の寺・修道院・彫像が破壊され、1 人が死亡、193 人が負傷した。低いカーストのヒンドゥー教徒が威嚇に反抗して（総選挙での）投票を行った後、2014 年 1 月 5 日に Malopara の村落が襲撃された。また、同年 1 月 7 日、ある集団がじゃがいも畑で作業していた先住民族のマンディ・ローマカトリック (Mandi Roman Catholic) 農民を襲撃し、さらに、土地紛争の最中にあるバングラデシュ北部のジャマルプル (Jamalpur) 県にある家屋を焼き払った。この事件でマンディの住民を守ろうとして駆けつけたイスラム教徒の隣人も負傷した。マンディは、長期間に亘って築き上げたイスラム教徒入植者との相互尊重関係を全般的に享受していると主張したが、先住民族の財産を奪取しようとする近年のイスラム教徒入植者に対しては幾つかの困難に直面した。土地保有に関して少数民族に対する差別が存在することや、保護対象とすべき証人が時折保護されなくなるという状況が、土地の収奪を阻止し、拘留されている容疑者の訴追を困難にした。

2014年6月14日、ダッカ市ミルプール地区で、ウルドゥー語を話す少数民族（時折ビハール

族（Bihari）と呼ばれることもある）の家族の9人は、地元民と警察が行った4時間に亘る襲撃で放火された複数家屋の1つの中で焼死した。10人目となる者は、ドアが外部からバリケードによって塞がれた燃えさかる家屋から住民を救出しようとした際に受けた銃弾の傷が原因で死亡した。ウルドゥー語コミュニティの代表者は、難民キャンプの形態で生活しているこのますます貴重となってきた土地から強制退去させられるのではないかとこのことを表明した。

宗教的少数民族の一部のメンバーは、雇用と住居に関して民間の差別が存在することを報告した。NGOは、国籍、人種及び民族の少数派もまた差別に直面していると報告した。たとえば、一部のダリット（Dalits, 不可触民）（最低位のカーストに区分されるヒンドゥー教徒）は、土地、住居、教育及び雇用へのアクセスが限られていた。

先住民族

1997年平和協定（Peace Accord）において要請された通り、政府は行政府及び高等教育機関に土着のCHT住民を参加させるためのクォータ（定員）を設定したものの、先住民族コミュニティは差別と虐待を広範囲に亘って経験した。CHTの先住民族は、土地委員会の構成及び政策に関して意見が相違していることを理由として、この先住民族の土地に影響を及ぼす決定の場に効果的な形で参加できなかった。セキュリティ対策が厳格に講じられたため、一部の先住民や活動家は差別と闘うことができなかった。

また、先住民族は社会的暴力に晒された。先住民の権利を擁護するNGOのKapaeng基金によると、2014年7月までに先住民族の女性に対して少なくとも26件の暴力事案（レイプ、レイプ後殺害及び誘拐を含む）が発生した。CHT委員会は、2014年4月までに少なくとも19人の先住民女性が性的に暴行されたと報告した。Sabita Chakmaは2014年2月15日にカグラチュリ（Khagrachari）県でベンガル人労働者とされるグループにより集団レイプされた後、殺害された。一部の報告は、地方選挙を前にして民族間の緊張関係が生じるのを防止するため、意図的に逮捕が行われなかったという地元の警視の発言を引用した。Subol Hajongは2014年7月27日、シェルプル（Sherpur）県において弟の妻をレイプから守ろうとして殺害された。

その他の暴力事件は土地収奪に関係していた。CHT 委員会によると、2014 年 6 月現在、106 世帯の土地を強制的に占有しようとする事件の中で、42 人の先住民が殺害され、又は負傷した。2014 年 5 月 30 日、紅茶農園マネージャーが大集団を率いて、72 世帯の先住民が住むスリモンゴル（Srimangal）の丘上のコミュニティーを襲撃し、20 人を負傷させた。Kapaeng 基金によると、襲撃者はその後複数の警察署に被害者を相手とした訴状を提出した。

憲法は、先住民族の利益になるアファーマティブ・アクション（差別是正措置）を認めているが、先住民族は効果的なアファーマティブ・アクションが講じられていないと報告した。一部の NGO は、政府内の雇用及び昇進面において、先住民族に対する差別が存在すると報告した。CHT 委員会によると、先住民言語の伝達方法に関する指示書がないことが一部の理由となって、学校に登録している 6~10 歳の先住民児童は全体の半数にも満たない。先住民族は時折、住居や医療を十分に利用できないことがあった。

先住民グループと NGO は、市民及び郡情報機関による監視について報告した。CHT 委員会は 2014 年 7 月、ランガマティ（Rangamati）県のホテルの外で、法執行職員がいたにもかかわらず、同委員会のメンバーがれんがや石で攻撃されたため、その第 7 回報告会議を早めに切り上げた。

中央政府は、土地利用に関する権限を保持した。違法に取得された全ての土地について調査し、それらを返還することを目的とした土地委員会は、ベンガル人と先住民が同委員会の構成と公平性に関して疑義を呈したことから、2014 年を通じて 1 件の紛争も解決しなかった。

チッタゴン丘陵地帯以外の地域に住む先住民族コミュニティーは、土地をベンガル人イスラム教徒に奪われたと報告した。政府は Moulvibazar 及び Modhupur の森林地域に住む先住民族コミュニティーが伝統的に保有している土地に建設プロジェクトの実行を継続している。

性的指向と性同一性に基づいた社会的虐待，差別，及び暴力行為

合意に基づく同性同士の性的行為は違法であるが、この法律は執行されなかった。レズビアン (Lesbian, 女性同性愛者)、ゲイ (Gay, 男性同性愛者)、バイセクシャル (Bisexual, 両性愛者) 及びトランスジェンダー (Transgender, 性同一性障害者) (それぞれの頭文字を並べて「LGBT」) グループは、警察が LGBT, 特に女性的な男性として見られる人々をいじめるための口実としてこの法律を利用したと報告した。また、一部のグループは、刑法の「不審な行動」条項に基づき嫌がらせを受けたと報告した。政府は、その 2013 年 4 月の「世界定期検査 (Universal Periodic Review)」の中で、2009 年の検証時における姿勢から一変して、LGBT 人口の存在を認めた。2009 年の検証時には、外務大臣が国内に LGBT は一人もいないと発言していた。また、政府は国家予算においてトランスジェンダー人口向けに予算を割当てた。

政府は2013年、社会福祉省の調査に基づきおよそ1万人いるとされているトランスジェンダーの人々を、男性でも、女性でもない第3のジェンダーとみなすと発表した。

ゲイを支援する複数のネットワークは存在するが、特にレズビアンを支援する団体は稀である。

LGBT の人々に対する攻撃が時折行われたが、こうした犯罪は被害者が秘密扱いを望むため、文書化することが困難であった。国内 NGO のバンドゥー社会福祉協会 (Bandhu Social Welfare Society) は、2013 年 9 月から 2014 年 9 月までの間に発生した LGBT の人々に対する暴力事案 33 件、家庭内暴力事案 82 件、及び差別事案 154 件について報告した。性的指向に基づく強烈な社会的烙印は一般的であり、この問題についてオープンに議論することができなかった。

HIV／エイズの社会的不名誉

HIV及びAIDS並びにこれらに感染するリスクが高い人々に押される社会的烙印は、特にトランスジェンダーのコミュニティー及び男性と性行為をする男性にとって、医療サービスを利用する上での障害となり得る。ジェンダー規範の存在によって、女性はHIVに関する情報やサービスを利用できない場合があった。「HIVとともに生きる人々のスティグマ・インデックス (People Living with HIV Stigma Index)」によると、HIV陽性の人は時折、村八

分、監禁及び相続権の否認に直面した。全体のHIV感染率は、0.1パーセント未満であった。

HIV/AIDS患者に対する暴力についての報告は限定的であった。この理由の一部として、被害者は自身をHIV/AIDS患者と認識するのを拒否していることや国内のHIV/AIDS比率が相対的に低いために調査が不足していることが挙げられるとNGOは確信している。

その他の社会的暴力又は差別

自警団による殺害が発生した。ASK は 2014 年 6 月現在で集団暴行による殺害が少なくとも 68 件あったと報告したが、国内の人権機関は報告されている事件数が実際に発生した事件数のごく一部を占めているに過ぎないことを認めた。宗教指導者ではなくコミュニティのリーダーによる裁定と Odhikar が定義する違法なファトゥワと村落内の仲裁も行われた。

第7節 労働者の権利

a. 団結権及び団体交渉権

法律は、労働組合に加入する権利、及び、政府の承認を得れば、労働組合を結成する権利を保護することを定めている。ただし、労働組合の登録に関する制限は依然として残されていた。たとえば、法律は、労働雇用省（Ministry of Labor and Employment）が労働組合の結成に承認を与える前に、申請企業の全労働力の最低 30 パーセントが組合員になることに同意することを義務付けるとともに、組合加入率が 30 パーセントを割った場合、労働雇用省はその労働組合を解散させるよう裁判所に要求することができる。法律は、労働組合の交渉単位として工場の隅から隅まで（工場全体）のみを認めている。管理スタッフ、消防スタッフ、警備員、及び雇用主から「機密扱い」として指定される従業員は、労働組合に加入することができない。行政機関及び治安部隊の職員は労働組合の結成を禁止されている。労働雇用省は、労働裁判所の承認が得られれば、他の理由で労働組合の登録を抹消することができる。法律は、労働組合の解散又登録拒否に対する上訴権を労働組合に与えている。

法律は、合法的なストライキを実施する権利を定めているが、多くの制限を課している。

たとえば、政府は「社会に深刻な苦境」をもたらすとみなされるストライキを禁止することができる他、30日以上継続するストライキを中止させることができる。また、法律は、商業生産を開始してから最初の3年間、又は工場が外国投資によって建設された若しくは外国投資家により所有されている場合、ストライキを禁止している。

合法的に登録された労働組合は、雇用主と団体交渉を行う権利を有する。この権利が行使されることは稀であるが、行使する事例は増えつつある。労働機関の報告によると、一部の企業においては、経営陣に対する苦情を非公式に対処する労働組合の能力不足又は報復の恐れを理由として、労働者は団体交渉権を行使しなかった。ラージ・ウォッシング・プラント（Raj Washing Plant）という工場の労働者たちは2014年1月に労働組合に登録した。この労働組合が要求趣意書を提出した際、経営陣は労働者60人を解雇し、労働団体幹部を被告として虚偽の刑事訴訟を提起した。これとは対照的に、衣料縫製工場のマスコ・グループ（Masco Group）の場合、当初は陰悪であった労使関係が、労働問題及び職場改善に関して労働組合と経営側の定期的会議を開催するところまで変化していった。

法律は、労働組合の活動に対する雇用主の干渉から労働組合を保護する条項を設けている。しかしながら、特に既製服業界の雇用主は、この権利に干渉することが多かった。労働機関は、威嚇及び虐待行為、従業員の解雇、治安部隊及び国家安全情報局による監視について報告した。労働権を擁護するNGOは、解雇された労働組合員の一部が同じ業界で職を見つけられなかったのは、雇用主がこれらの人々をブラックリストに載せたからである、と断言した。

2014年8月27日、覆面をした男たちが、グローバル・トラウザーズ（Global Trousers）工場の外で労働組合の組織者とその夫を鉄棒で殴打した。この結果、その組織者は頭部損傷で入院することになった。労働組合の組織者たちによると、警察は当初、この夫婦の苦情申し立ての受理を拒否した。

2013年に発効した改正労働法は、50人を超える従業員を抱える全ての工場に対し、選出されたメンバーで構成される参加委員会を設置することを義務付けているが、政府は2014年末までにこの要件を履行するために必要な規則を発出しなかった。

「バングラデシュ輸出加工区（EPZ : Export Processing Zone）当局（BEPZA : Bangladesh EPZ Authority）」の管轄下における別個の法的枠組みが、EPZの労働権を統治している。EPZ工場を管理する職員は、EPZ規則及び適用法を狭く解釈し、EPZ工場は広義の労働法の適用除外になっていると主張した。EPZ法は、選出された労働者で構成される労働者福祉組合に関して限定された団結権及び交渉権（団体交渉権及び紛争において組合員を代表する権利など）を明記している。懲役刑を刑罰とすることにより全てのストライキを禁止するEPZ法の条項が 2013年に失効するものの、同法は引き続きストライキ権に関して、厳しい制限（BEPZAの長は、ストライキが公益を損ねると判断する場合、そのストライキを禁止する裁量権を有するなど）を課している。同法は、EPZ労働審判所、労働審判所、上訴裁判所及び調整者について定めているが、これらの機関は未だに設置されていない。また、EPZの労働者組合は、外部の政党、労働組合又はNGOと関係を構築することを禁止されている。

EPZにおける限定された団結権及び労働者保護を除き、国内の労働法は反労働組合的差別を禁止している。労働雇用省は、不公平な労働組合差別を正式に調査した。ただし、ソリダリティー・センター（Solidarity Center, 連帯センター）は、提出された反組合的な差別待遇事案 32 件の内、労働雇用省はわずか 11 件のみを調査したに過ぎないと報告している。労働裁判所は、組合活動のために解雇された労働者の復職を命じることができる。

政府は適用法を常に効果的に執行したわけではなかった。たとえば、労働法は調停、仲裁及び労働裁判所による紛争解決メカニズムを定めている。公務員と治安部隊は異なる雇用条件に基づき勤務しており、これらの職員に関する事案は行政審判所など特定の裁判所に申し立てられる。また、団体交渉力を有する労働組合の組合労働者は、和解が成立しなかった場合にストライキを行う権利を有する。実際には、煩雑な法的要件に従って行われるストライキはほとんどなく、ストライキや職場放棄は、特に労働組合のない職場で自然発生的に行われることが多かった。労働雇用省の人材は、こうした問題を効果的に調査し、解決するには十分でなかったが、同省は職員を増加させ、技術的能力を高めるための措置を講じた。労働法違反に対する刑罰は、2013年に強化されたが、実施細則が定められていない状況で、新しい刑罰は適用されなかった。行政及び司法に対する上訴は長期に亘る手続き遅延に晒された。労働組合連盟の報告によると、警察は労働組合組織者及び労働組合を支持する労働者に対して行われる暴力その他の犯罪に関する報告を受理しないことが多かった。

2014年8月、NGO局はエビ業界のNGO「環境のための社会活動（Social Activities for the Environment）」の登録申請を承認した。

2014年4月、裁判所は係属中となっていた労働問題活動家Babul Akterに対する最後の訴訟を取り下げた。

b. 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁止している。強制又は拘束労働犯罪に対する刑罰は、懲役5〜12年及び50,000タカ(\$625)以下の罰金である。強制労働を禁止する法律を執行する検査メカニズムは、有効に機能しなかった。人材・資金、検査及び是正の取組みは十分でなかった。強制労働の被害者は避難所及び人身売買被害者に提供されるその他の保護サービスを利用することができると法律は規定している。

詐欺的な雇用の申し出により海外で労働するために採用された個人の中には、その後、強制労働又は債務の紐付きとしての拘束労働の条件に基づき海外で搾取された者もいた。

特に農村地域において、拘束労働及び家事労働に関する一部の事例が報告された。児童及び成人は、移動の制限、賃金の不払い、脅迫及び身体的又は性的虐待を伴う家事労働及び拘束労働に強制的に従事させられた（第7節c項を参照）。

米 国 国 務 省 の 「 人 身 売 買 年 次 報 告 （ *Trafficking in Persons Report* ） 」
(www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/) を参照。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律は、職種及び児童年齢に応じて児童雇用を規制している。雇入れの最低年齢は14歳であり、危険な職種の場合は18歳である。法律は、特定の例外規定を設けており、12歳又は13歳の児童が限定された形態の軽作業を行うことを認めている。全ての児童は法律により第5学年まで通学しなければならない。2013年改正労働法は危険な地域における未成年者

の仕事さをさらに制限している。

労働雇用省の執行メカニズムは、経済の中で大きな比率を占める都市部のインフォーマル部門については十分でなく、輸出衣料及びエビ加工部門以外で児童労働法を執行することはほとんどなかった。政府の監視がない農業及びその他のインフォーマル部門は、多数の児童を雇用していた。

労働雇用省の児童労働に関する国家行動計画（Child Labor National Plan of Action）に基づき、児童労働福祉に関する国家評議会（National Child Labor Welfare Council）は、県及び郡レベルで児童労働を監視する任務を負っている。政府は、県及び郡レベルの児童保護ネットワークに対し、広範囲に亘る児童暴力（児童労働を含む）に対応し、介入状況を監視し、レファラール・メカニズム（referral mechanisms, 被害児童に関する情報を収集し、被害児童を特定し、支援するための仕組み）を構築するよう命じた。

また、政府は2015年までに最悪の形態の児童労働を排除するための国家プログラムを策定した。このプログラムには、職場監視と児童及びその家族のための教育が含まれている。法律は、児童労働違反に対する刑罰を明記しているが、通常は5,000タカ(\$62.50)未満の罰金という名目的なものである。この刑罰は法律違反を防止するには不十分であった。政府は時折、家事使用人を虐待した雇用主に対して刑事訴訟を提起したが、全般的に言えば、資源、捜査及び救済措置は不十分であった。

児童労働は、特にインフォーマル部門及び家事労働において、広範囲に行われている。ILOは、370万人の児童が労働しており、また、130万人の児童が危険な業界で労働していると推定している。児童は、最悪の形態の児童労働、主として農業部門における危険な作業に従事している。農業で働く児童は、危険な農具を使用し、重い農作物を運搬し、有害な農薬を取扱う恐れがあった。児童は長時間働くことが多く、また、極端な温度に晒され、鋭い農具で怪我をする確率が高かった。さらに、児童は石割、染色作業、鍛冶の手伝い、建設作業など危険な作業に従事した。強制児童労働は、魚の干物業界で見られた。この業界は児童を有害な化学薬品、危険な機械及び長時間労働に晒した。都市部においては、ストリート・チルドレン（路上生活する子どもたち）が物乞い、ポーター、靴磨き、紙類収集、花売りなどに従事していた。こうした児童は、たとえば麻薬を密輸又は密売するために利

用されるなど搾取行為の犠牲になりやすかった。

児童は、衣料、道路輸送、製造及びサービス産業を含む分野のインフォーマル部門で働く場合が多かった。コンサルティング会社のICFインターナショナルが実施したダッカ市の未登録衣料部門に関する2012年調査によって、労働者のおよそ3分の1は18歳未満であることがわかった。この調査において、児童は平均して1週間に6日、1日当たり10.5時間労働していると報告した。

米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する調査報告書 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」 (www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/) を参照。

d. 雇用又は職業に関する差別

労働法は、性別又は障害の有無に基づく賃金差別を禁止しているが、性別、障害の有無、社会的地位又はこれらに類似する要因に基づくその他の差別を禁止していない。憲法は、国家が信教、種族、カースト、性別又は出生地に基づく差別を禁止しており、この禁止規定を政府の雇用にまで明示的に拡大している。また、憲法は、不利な立場にある人々の利益のためにアファーマティブ・アクション計画を策定することを認めている。政府は一般にこれらの法令を執行した。

衣料部門内の類似作業に関する賃金が同等である一方、女性は男性と比較して、一般に監督者及び管理者としての地位に就いている割合が低かった。宗教的、民族的及びその他の少数派の中には、特に民間部門において差別に晒されたと報告する者もいた（第6節を参照）。

e. 受入れ可能な労働条件

国家最低賃金委員会 (National Minimum Wage Board) は、部門ごとに月次最低賃金を定め、全部門を通じた最低賃金を1,500タカ(\$18.75)とした。同委員会は、いつでも開催することができるものの、業界ごとの賃金構造と給付金を設定するため、政労使の三者構成フォーラムの形で5年に一度は必ず開催しなければならない。政府は法律により、雇用主及び労働

者と協議した上で正式な公表により既存の賃金構造を改定又は変更することができる。同委員会は、衣料業界に関して、月次最低賃金を5,300タカ(\$66.25)に設定した。アパレル部門の賃金は、この最低賃金より高くなるが多かった。また、EPZの賃金は通常、一般的な賃金レベルよりも高かった。設定された最低賃金の中で都市部生活者に十分な生活水準を提供するものはなかった。独立シンクタンクである政策対話センター (Center for Policy Dialogue) の報告によると、典型的な衣料部門労働者の生活費をカバーするためには最低賃金6,725タカ(\$84)が妥当であった。最低賃金は、インフレーション (年平均7~8パーセント) に連動していなかったが、同委員会は時折、一部の部門に関して生活費を踏まえた賃金調整を行った。

法律に基づく1日当たり標準労働時間は8時間である。1週間当たり標準労働時間は48時間であるが、基本賃金の2倍に当たる時間外手当を支払うことを条件として60時間まで延長することができる。時間外労働は強制することができない。労働者は1日当たり8時間を超えて労働する場合は最低1時間の休憩時間、1日当たり5時間を超えて労働する場合は最低30分の休憩時間をそれぞれ取らなければならない。工場労働者は、週に1日休暇を与えられる。店舗労働者は、週に1.5日休暇を与えられる。法律は職場の安全衛生基準を規定しているが、法律が最近改正され、労働者安全委員会が強制的に設置されるようになった。

政府は、最低賃金、労働時間及び職場の安全衛生基準を全ての部門において効果的に執行しなかった。資源、検査及び救済措置は十分でなく、法律違反に対する刑罰も違反を防止するほど厳しいものではなかった。

2013年に発生したラナプラザ (Rana Plaza) 衣料縫製工場の倒壊事故によって、1,138人の労働者が死亡し、2,500人以上が負傷した。当局は、工場オーナーのSohel Rana及びその他の関係者を刑事過失及び建築法違反の罪で告発した。Ranaは建築法違反罪については保釈を認められたものの、他の罪によって拘留されたままであった。数百人に及ぶ元労働者及び死亡した労働者の親族が未払賃金と補償金を待ち続けていた。倒壊事故を受けて、民間企業、外国政府及び国際機関はバングラデシュ政府と連携し、2014年9月時点で2000を超える衣料縫製工場を検査した。この結果、人命に危険が差し迫っているとして29の工場が閉鎖された。多くの工場は、安全状態を改善するために措置を講じ始めた。

労働者グループは、法律が規定している職場での安全衛生基準が十分ではあるものの、日常的に執行されていないと述べた。例外は、独立した検査や労働者教育プログラムが安全問題に対する意識を向上させた衣料産業であった。労働検査官の数が少ないために労働雇用省の産業検査官の執行力は弱いものの、検査局は2014年を通じて200人を超える検査官を採用し、総職員数を314人から993人（この内、575人が検査官）に増加させたと報告した。ただし、これらの検査官職の多くは依然として補充中であった。検査は事前通知を行わないとされているが、検査官は工場オーナーに予定している検査を事前に伝えることがあった。法律は遵守違反に対して最高25,000タカ(\$312.50)の罰金を定めているが、これは法律違反を防止することにはならなかった。

労働時間に関する法定制限は日常的に守られなかった。既製服部門においては、輸出期限に間に合わせるために雇用主が労働者に1日12時間以上働くよう要求するが多かった。しかし、一方で雇用主はこうした時間外労働に対して常に労働者に適切な賃金を支払っていたわけではなかった。ソリダリティー・センターによると、労働者はしばしば進んで法定制限を超える時間外労働を行った。雇用主は労働者に対する賃金支払いを遅延させる又は有給休暇を全て消化することを拒否することが一般的であった。

多くの職場における安全環境は極めて貧弱であったが、ソリダリティー・センターその他の報告によると、衣料部門においては安全面に関して著しい改善が見られた。高い失業率と不十分な法執行を理由として、危険な労働環境の是正を求める又は危険な状態での労働を拒否する労働者は時折その職を失う恐れがあった。工場火災は2014年を通じて発生し続けており、ソリダリティー・センターは9月までに10件の事案を報告している。これと比較して、2013年全体では32件が報告されている。2014年5月、チッタゴン管区内のソックス縫製工場であるファッション・パーク・インターナショナル社(Fashion Park International Ltd)のKamaphuli KnittingとSiddique Knittingで発生した電気ショートを原因とする火災によって、Arafat RaniとIftekar Ahmedが死亡した。7月には、ガジプール(Gazipur)県にあるS. S. Sweater Ltdの工場火災で労働者10人が負傷した。

2012年の火災で労働者112人が死亡したTazreen FashionsのオーナーであるDelwar Hossainが2014年2月に逮捕された。その後、彼が所有する別な縫製工場であるTuba Groupで賃金が未払いとなっている労働者によるハンガーストライキを解決するため、彼は保釈された。

HossainはTuba工場を閉鎖し、2014年10月現在で保釈されたままになっている。

経済の中で大きな比率を占めており、大多数の市民が働いているインフォーマル部門に関して信頼できる労働統計はほとんどなく、この部門において労働法を執行することは困難であった。バングラデシュ統計局の2010年労働力調査（Labor Force Survey）は、国内全体の労働者数 5,670 万人の内、インフォーマル部門が 4,730 万人を雇用していたと報告している。